

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のように改める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 5 年鹿沼市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

燃やすごみ	4 5 リットル袋 1 0 枚につき 3 0 0 円	市が指定するごみ袋に入れられていること。ただし、剪定 <sup>せんてい</sup> 枝等を除く。
	3 0 リットル袋 1 5 枚につき 3 0 0 円	
	2 0 リットル袋 2 0 枚につき 3 0 0 円	
	1 0 リットル袋 4 0 枚につき 3 0 0 円	
資源物（新聞、雑誌、ダンボール、紙パックその他の紙製容器包装、雑古紙、衣服、布及び	無料	

ペットボトル、 白色トレイそ の他のプラス チック製容器 包装に限る。)		
燃やさないご み		
粗大ごみ		

を

「

燃やすごみ	10キログラムにつ き 250円	市が指定する計量器で計量 した重量によるものとする。
資源物（新 聞、雑誌、 ダンボール、紙 パックその他 の紙製容器包 装、雑古紙、 衣服、布及び ペットボトル、 白色トレイそ の他のプラス チック製容器 包装に限る。）		
燃やさないご み		
粗大ごみ		
危険ごみ		

に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 市が指定するごみ袋に入れられた燃やすごみが、市の指定する場所へ搬入され

た場合については、当分の間、市が収集し、運搬し、及び処分する場合とみなして別表の規定を適用する。